

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期限
R8-S-0357	職員の勤務実態及び意識に関する調査	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式

一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））対象案件）
3. 入札日時

令和8年7月13日(月)（10：30）
4. 入札場所

防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。

(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行うおうとする者でないこと。

(6) 適合条件を満たすことを証明する書類を期日までに提出し承認を得た者であること。（別紙参照）
6. 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金

免 除
8. 入札の無効

5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否

要
10. 適用する契約条項

役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
11. その他

(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。

(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。

(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。

(4) 入札に関する条件 仕様書3.6（2）に定める本業務の実施体制並びに仕様書3.3（1）に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和8年 6月 19日（金） 12：00 必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。

(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応

札及び入札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 7月 9日（木）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 新保 電話 03-3268-3111 内線20822

仕 様 書		
品 名	職員の勤務実態及び意識に関する調査	作 成 年 月 日
		令和 8 年 月 日
		人事教育局服務管理官付

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、「職員の勤務実態及び意識に関する調査」を実施するための電子設問等の作成及び回収、集計及び分析業務について規定する。

2 引用文書等

2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書または見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書の定める事項が本仕様書の内容と異なる場合は、本仕様書を優先する。

- (1) 著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 0 0 号）
- (3) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 8 年 2 月 3 日閣議決定）
- (4) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4. 3. 3 1）

2.2 関連文書

個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）

3 役務に関する要求

3.1 業務内容

(1) 調査実施時期

令和 8 年度において 2 回実施することとし、官側から別途示す日から 1 か月程度で実施するものとする。

(2) 調査対象者

ア 1 回目：全自衛隊員（約 2 4 万人）

イ 2 回目：官側から別途示す範囲（約 1 万人程度）

なお、回答は任意とする。

(3) 調査手法

Web によるアンケート調査とし、アンケート調査用の HP の URL（アクセス PW は不要）を作成し、職員がパソコン又はスマートフォン等からリンク先にアクセスしてアンケートに回答できるようにする。

(4) 設問の作成

ア 防衛省・自衛隊の全隊員を対象とした職員の勤務実態及び意識に関して、組織別ハラスメントリスク分析業務を行うため、ハラスメントのリスクを評価する設問を用意・提案し、

官側の承認を受けた設問を作成する。また、設問には回答者本人がハラスメントの加害者となるリスクを測定できる項目を含めること。なお、リスクを測定する設問は、その妥当性が検証されているものを使用すること。

イ 設問数は1回目、2回目ともに80問以内とする。

なお、設問については、契約相手方から官側へ提案し、官側の承認を得るものとする。

ウ 設問に官側が提示する所属等のコード表に基づいたコードを加えたものを設定する。

エ 設問毎の回答に応じ、以降の不要な設問には回答できないように設定する。

オ 必須の設問を回答していない場合、回答した箇所に入力誤りがある場合には終了できないように設定する。なお、回答した箇所に入力誤りがある場合には、当該箇所を回答者にわかりやすいように表示すること。

カ 終了ボタンを設け、必要な回答が全て終了した際には終了ボタンにジャンプする設定とする。

(5) アンケート結果の集計・分析

ア 回答期限から1か月以内に集計・分析結果を作成する。

イ 集計・分析の単位は、官側が示す単位（約2,500組織前後）とする。

ウ 集計にあたっては、回答者個人が特定されないように、官側が示す単位の集計に必要な情報のみとする。

エ 分析については、集計結果から見られる傾向及びそれに対する助言等についてとりまとめる。

(6) その他

ア 設問等の細部については、官側と協議するものとする。

イ 字体のフォントやサイズ等については回答者が見やすいものとする。

ウ 回答時に不具合が発生した場合には、回答者が直接連絡し、対応することができる窓口を設置する。なお、不具合の内容及びその対応策等については、随時官側に共有する。

エ 1週間に1度、回答の進捗状況について官側に報告する。

3.2 納品

(1) 納品形態

官側が示す単位毎に集計・分析した結果を作成し、PDF形式及びCSV形式で納品する。（分析結果等）

(2) 納期

回答期限から1か月以内に集計・分析結果を作成し、官側が示す日までに納品する。なお、2回目の納期は令和9年3月31日とする。

(3) 提出先

〒162-8801

東京都新宿区市谷本村町5-1

防衛省人事教育局サービス管理官付サービス制度企画室

3.3 情報保全

(1) 契約の履行体制

契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（装備品等及び役務の調

達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第137号。令和4.3.31）（以下「情報セキュリティ通達」という。）第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には遅滞なく官側に通知するものとする。

ア 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制をとること。

イ 官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。

ウ 官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対し指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

エ 契約相手方は、プライバシーマーク、JAPICOMARK、JAPHICマーク等、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していることの認証等を得ていること。その際、履行期限内にその有効期限を越えないこと。

オ 契約相手方は、会社全体又は業務従事者の所属する部門が、ISO/IEC27001、JIS27001、ISMS等の情報セキュリティマネジメントシステムに関する要件を満たしていること。

カ 契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず得た事項の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約終了後も継続する。また、契約相手方が契約の一部を第三者に請け負わせる場合には、当該者に同様の保全の約定をさせるものとする。

(2) 当該役務に係る情報の取り扱い

ア 契約相手方は、官側から提供を受けた文書及び電子データについては、消去又は破棄してその旨を報告すること。

イ 契約相手方は、当該役務に係る情報に不要なアクセスを実施しないこと。

ウ 契約相手方は、本契約の履行によって直接又は間接を問わず得た事項の管理に万全を期するとともに、守秘義務を負うものとし、その効力は本契約終了後も継続するものとする。

(3) その他

ア 契約相手方は、3.3項(1)及び3.3項(2)に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害される恐れが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。

イ 業務の遂行において契約相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両者で合意の上で、改善を図ること。

ウ 契約相手方は、本役務の履行に当たって、以下の事項について遵守すること。

契約相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、2.1 項（4）で示す情報セキュリティ通達に基づき、適切に管理する。細部については、下表のとおりとする。

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考
1	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した情報	機関等毎の人数規模	職場毎の集団分析の結果、保護すべき情報が類推出来る場合は保護の対象とする	機関毎に集計した回答、分析結果等

（4）提出書類

契約相手方は、表 1 に示す提出書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

表 1 提出書類

書類の名称	部数	提出期限	備考
業務従事者名簿（※）	1	必要の都度	電子媒体

※形式は、ワード形式とする。

3.6 その他一般事項

（1）著作権

成果物の著作権は、成果物の所有権移転の際に、すべて官側に譲渡するものとする。

また、契約相手方は、本契約に際して第三者が有する著作権その他の権利を侵害しないことを確認するものとする。

なお、成果物中に契約相手方が従来から所有している著作権または第三者の著作権が含まれている場合には、これらの著作物の著作権は譲渡の対象外とする。

（2）本業務の実施体制

契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には事前に官側と協議するものとする。

ア 組織別ハラスメントリスク分析において、プログラミング業務及び集計業務への従事経験を有している者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

イ 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる業務従事者を確保すること。

ウ 前記アの業務従事者が、履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

エ 上記アの業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対

応できる態勢にあること。

(3) 契約相手方の責務

- ア 契約相手方は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- イ 契約相手方は、故意又は過失により、官側または第三者に損害を与えたときは、その賠償責任を負わなければならない。
- ウ 契約相手方は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。業務委託契約の期間終了後においても同様とする。
- エ 契約相手方は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときは、官側と協議してこれを定めるものとする。
- オ この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合には、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるものとする。

4 検査

検査は、この仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

適合条件

1 条件

契約相手方は、次の条件を満たしていること。

(1) 事業者の要件

ア プライバシーマーク、JAPICOMARK、JAPHICマーク等、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備していることの認証等を得ていること。

イ 本役務を担当するに当たり、会社全体又は業務従事者の所属する部門が以下のいずれかの要件を満たしていること。資格については、それを証明する書面（認定証等）の写しを提出すること。

a) 「ISO/IEC27001 認証（国際標準規格）」

b) 「JIS27001 認証（日本工業標準規格）」

2 提出書類

1の条件を満たすことが客観的に確認できるもの（形式は任意とし、提出書類には、会社名等を表示したうえで綴るものとする。）。資格の提出を求めているものについては、資格証又は証明書の写しを添付すること。

なお、提出書類に関する問い合わせは、提出期限前日の17時15分までとする。また、提出した証明書等について、官側が説明を求めたときはこれに応じなければならない。

提出された証明書等を審査の結果、当該案件を履行できると認められた者に限り入札の対象とする。

提出書類については虚偽が無いものとする。

3 提出部数

1部

4 提出期限

6月19日（金）12:00

別記様式第 1 （第 2 項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号													
	調 達 要 求 番 号													
	調 達 要 求 年 月 日													
	作 成 部 課	サービス管理官付												
	作 成 年 月	令和 8 年 5 月												
品 名	職員の勤務実態及び意識に関する調査													
仕 様 書 番 号														
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table><tr><th>番号</th><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>契約の履行の一環として収集、整理、作成等した情報</td><td>機関等毎の人数規模</td><td>職場毎の集団分析結果、保護すべき情報が類推出来る場合は保護の対象とする</td><td>機関毎に集計した電子回答用紙ファイル、分析結果等</td></tr></table> 3 特記事項					番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	1	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した情報	機関等毎の人数規模	職場毎の集団分析結果、保護すべき情報が類推出来る場合は保護の対象とする	機関毎に集計した電子回答用紙ファイル、分析結果等
番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考										
1	契約の履行の一環として収集、整理、作成等した情報	機関等毎の人数規模	職場毎の集団分析結果、保護すべき情報が類推出来る場合は保護の対象とする	機関毎に集計した電子回答用紙ファイル、分析結果等										